

労働基準法等の労働関係法令に従った賃金の支払いについて

国立大附属学校における割増賃金未払い

経緯：令和3年11月30日に国立学校法人三重大学が津労働基準監督署より是正勧告を受ける。

勧告内容：国立大学が法人化が行われた2004年以降、附属の小中学校、特別支援学校、幼稚園の教員に残業代を適切に支払っていなかった。

国立大学法人は労働法制が適用され、三六協定のもと、時間外労働が発生すると、規定に基づき、割増賃金を支払うことになっているところ、公立学校の教員に適用される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与などに関する特別措置法（昭和四十六年五月二十八日法令七十七号）」（以下、「教職員給与特別措置法」とする）に規定される「教職調整給」に準ずる形で割増賃金を支払わないという給与支給を恒常的に行い、法令違反の状態となっていた。

対応状況：三重大学においては、令和元年まで遡り、附属学校の教諭78名に1億5,900万円を支払う。

<教員に対する給与支給に関する規定>

	国立大学法人・学校法人等の教員	公立学校の教員
根拠法令	労働基準法	教職員給与特別措置法
時間外労働の扱い	労働基準法に従った賃金支払い（※）	「教職調整給」により月給の4%を上乗せ

※労働基準法に従った賃金支払いの例：時間外労働の割増賃金の支払い

1日8時間、週40時間を超える労働時間における時間外労働に係る割増賃金率は、時間外労働が月60時間以下の場合は25%、月60時間を超える場合は50%となる。

学校法人においても、教職員の時間外労働に対する賃金の未払い等の労働基準法違反による是正勧告を受けている例がみられておりますところ、各学校法人におかれては、三六協定の締結、適切な賃金規定の整備はもとより、改正労働基準法により義務化された労働時間の状況把握など、労働法制の遵守について確認することが必要。